「特定物件向けフレッツ 光ネクスト マンションタイプ 全戸加入プラン」の提供に係る利用規約

（利用規約の適用）

第1条　西日本電信電話株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス契約約款（以下、「契約約款」といいます。）及びこの「『特定物件向けフレッツ 光ネクスト マンションタイプ 全戸加入プラン』の提供に係る利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に基づき、契約約款に定める以下のサービス（以下、「本サービス」といいます。）のいずれかを、当社が指定する特定の物件の入居者（以下、「入居者」といいます。）であって本サービスの利用の申し込みがあった者のうち当社が利用の申し込みを承諾した者（契約約款及び本規約に同意し、契約した者のことをいいます。以下、「本サービス契約者」といいます。）に対して提供します。

ＩＰ通信網サービス	
①	メニュー５－２の100 Mb/sのカテゴリー３－１（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン・ミニのもの
②	メニュー５－２の100 Mb/sのカテゴリー３－１（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン1のもの
③	メニュー５－２の100 Mb/sのカテゴリー３－１（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン2のもの
④	メニュー５－２の100 Mb/sのカテゴリー３－１（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン・ミニのもの、及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）
⑤	メニュー５－２の100 Mb/sのカテゴリー３－１（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン1のもの、及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）
⑥	メニュー５－２の100 Mb/sのカテゴリー３－１（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン2のもの、及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）

第2条　本規約については、当社が指定する物件管理者（物件を管理する者、所有する者、またはそれらに準ずる者として、その物件ごとに当社が指定するものをいいます。以下、「物件管理者」といいます。）と当社が別途契約する「『フレッツ 光ネクスト マンションタイプ』の全戸加入プランに係る相対契約書」（以下、「相対契約」といいます。）とが有効に継続している期間に限り、相対契約で定める物件及びサービスについて、本規約は有効に継続するものとします。なお、相対契約が解除その他の事由により終了した場合、本規約は終了するものとします。

（別段の合意）

第3条　本規約に規定する料金その他の条件は、契約約款第1条（約款の適用）ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

（構成）

第4条　本規約第1条に定める契約約款は、本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める事項以外については、契約約款の規定が適用されるものとします。

2　本規約に定める条件と契約約款の定めが相違または矛盾する場合は、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3　本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、契約約款で使用する用語の意味に従います。

（変更）

第5条　当社は、本規約に定める内容を本サービス契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2　契約約款に変更についての定めがある場合、当社はその定めに従い契約約款を変更することができるものとします。前項の規定は、契約約款に定める変更に関する規定の適用を妨げるものではありません。

（守秘義務）

第6条　本サービス契約者は、本規約が存在すること、並びに本規約で定める料金支払方法その他の内容は、第三者に開示または漏洩してはならず、また本規約履行の目的以外に使用してはならないものとします。

（利用の申し込み方法等）

第7条　入居者が本サービスの申し込みをする場合は、自身が当社へ申し込むものとします。

2　本サービス契約者が本サービス契約の解約の申出をする場合は、自身が当社へ申し出るものとします。

3　本サービス契約者は、本サービス契約の解約について本サービス契約者から申し出がない場合、物件管理者への退去確認日をもって本サービス契約を解約させていただく場合があることに同意いただきます。

（申し込みの承諾）

第8条　当社は、入居者が本サービスの申し込みを行った場合は、契約約款及び本規約に定めるところにより、その申し込みを承諾するものとします。

2　本規約第1条に定める本サービス④、⑤、⑥のいずれかの本サービス契約者は、契約約款料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2－5－2（4）で定めるルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）の利用申し込みはできないこととします。また、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款の第2種サービスのタイプ2のメニュー1の利用回線においては、契約約款料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2－5－2（4）で定める無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ対応型ホームゲートウェイ）増設装置の利用申し込みはできないこととします。

3　本規約第1条に定める本サービス④、⑤、⑥のいずれかの本サービス契約者が、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第2種サービスを利用している場合においても、当社は契約約款及び本規約に基づき、本サービスの申し込みを承諾するものとします。但し、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約に基づくルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能ＩＰ電話対応装置（増設装置を除きます。）の利用申し込みはできないこととします。

4　本規約第1条に定める本サービス④、⑤、⑥のいずれかの本サービス契約者が、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第2種サービスのタイプ2のメニュー2及びメニュー3の利用申し込みを行い、当社が承諾した場合においては、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ対応型ホームゲートウェイ）を利用できないこととします。

5　当社は、第1項または第3項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
（1）本サービス契約者が本物件に居住していない者である場合
（2）同一設置場所において、2以上の本サービスの申し込みがあった場合

（品目等の変更）

第9条　本サービス契約者は、本サービスの品目の変更に限り、変更の申し込みができるものとします。

（光コラボレーションモデルへの転用）

第10条　本サービスについては、契約約款第２２条の2に定める光コラボレーションモデルへの転用は承諾しないこととします。

（料金等の支払い義務）

第11条　本サービスに係る料金は、物件管理者が支払う義務を負うものとし、本サービス契約者は支払う義務を負わないものとします。但し、本規約第9条に規定する品目の変更に係る工事費、及び本サービス契約者が工事担当者の派遣による開通工事を希望した場合や追加工事を希望された場合に係る工事費は、契約約款の規定に基づき、本サービス利用者に請求することとします。なお、工事担当者の派遣を要しない開通工事の場合は、開通に係る工事費を請求しないこととします。

2　契約約款の規定により料金を返還する必要が生じた場合には、本サービスに係る料金の支払い義務を負う物件管理者に対して返還するものとし、本サービス契約者に対しては返還しないこととします。

（契約約款に定める割引の適用を受けている利用者の扱い）

第12条　契約約款料金表第1表第1類第1の1（適用）の（8）、（9）及び（21）等に規定する利用料金の適用、契約約款附則記載のすべての利用料金に係る規定、及び契約約款附則記載の工事に関する費用（契約者回線の設置に関する工事に限ります。）に係る規定について、そのいずれも適用しないものとします。

2　本規約第1条に定める本サービス④、⑤、⑥のいずれかの本サービス契約者については、契約約款料金表第1表第1類第1の1（適用）の（22）についても、適用しないものとします。

3　本サービスを申し込んだことにより、前二項に定める規定が適用されず、契約約款の規定上、解約金が発生する場合は、当社は当該解約金を請求しないこととします。

（当社が行う契約の解除等）

第13条　当社は、契約約款に規定する場合のほか、次に定める場合には、本規約を解除することがあります。

（1）本サービス契約者が、本規約第6条で定める守秘義務を履行しなかったとき

（2）本サービスの提供に必要な設備が、当社の責によらない事由により利用できなくなったとき

（3）物件管理者との破棄しえない使用権契約の廃止、または契約内容の変更等により本サービスを提供できなくなったとき

2　前項の規定により本規約を解除した場合またはその他の事由により本規約が終了した場合は、本サービス契約者に損害が発生した場合であっても、当社は賠償の責任を負わないこととします。但し、当社に過失がある場合は除きます。

（物件管理者との契約が解除となった場合の取扱い）

第14条　相対契約が解除その他の事由により終了し、本規約が終了した場合、当社は、契約約款のみに基づき本サービスを提供することとします。

2　相対契約の終了により、本規約が終了した場合、本サービス契約者は終了日の翌日以降、乙に対し契約約款に規定のＩＰ通信網サービスに係る料金の支払義務を負うものとします。

（利用の停止）

第15条　当社は、契約約款に定める場合のほか、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用を停止することがあります。

ア　乙が本サービスについて、本サービス契約者以外の者が利用したと認める場合

イ　本サービス契約者、または物件管理者が、契約約款の規定、相対契約、または本規約の規定に反する行為であってＩＰ通信網サービスに係る乙の業務の遂行、または乙の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合

（情報の開示）

第16条　本サービス契約者（契約者であった者を含みます。以下、本条において同じとします。）は、当社が本サービスの提供、及び本サービスの料金に係る業務のために、本サービス契約者の情報（氏名、住所、電話番号、お客様識別番号、利用サービス、利用料金（計算中のものを含む未納料金等を含む）、及びその支払いに関する情報等）を物件管理者に提供する場合があることに同意していただきます。

2　本サービス契約者は、当社が本サービスの提供、及び本サービスの料金に係る業務のために、本サービス契約者の情報（部屋番号、入居者名、入居日、退去日、入居中または退去後の連絡先（住所、電話番号）等、当社の業務の遂行上必要な情報とします。）について、物件管理者から情報提供を受ける場合があることに同意していただきます。

3　当社は、当社の業務の遂行上必要な場合には、本サービス契約者に対し、当社が指定する本物件における入居、もしくは退去の事実の確認連絡を行う場合があることについて同意していただきます。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第17条　本サービス契約者は、本規約に基づく権利または義務を本物件の入居者を除く第三者に譲渡もしくは承継させることはできないものとします。

（表明保証）

第18条　当社および本サービス契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

（1）自らまたは自らの役員（取締役、執行役、監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」といいます。）であること

（2）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
(5) 本規約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

2　当社および本サービス契約者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本規約を解除することができます。
(1) 前項に違反したとき
(2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
①相手方に対する暴力的な要求行為
②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

3　当社および本サービス契約者は、前項の規定により本規約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(準拠法)
第19条　本規約は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとします。